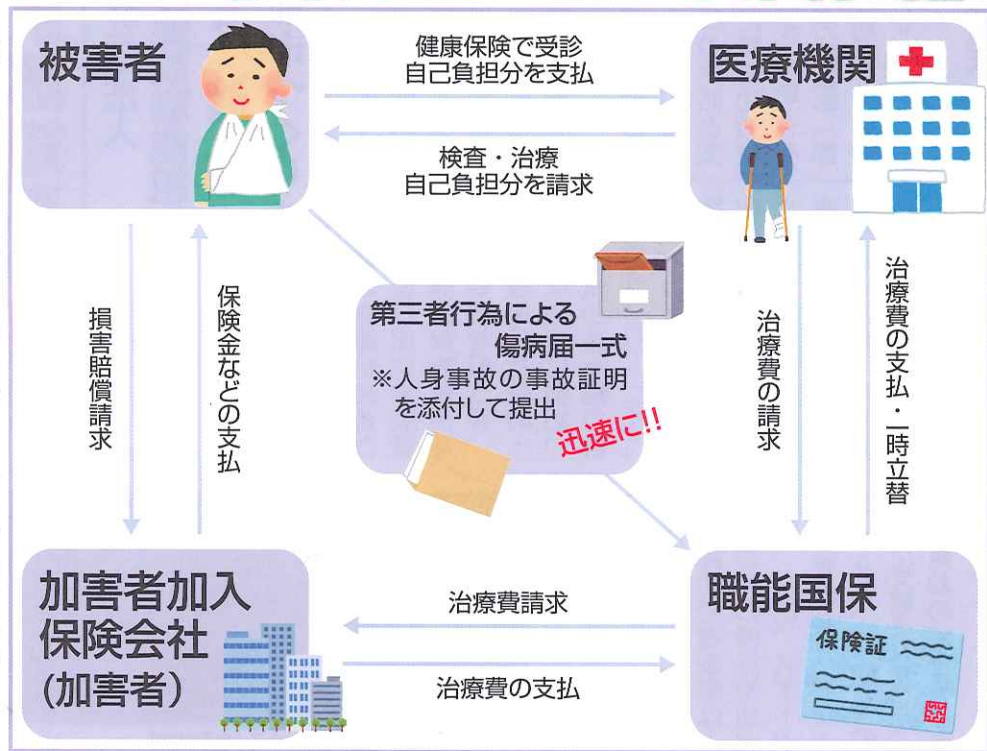


交通事故などは「届出」が必要です



健康保険を使用する時はすぐに職能国保に届出を

自動車事故等の被害者になったとき「届出」がないと保険証で治療を受けることはできません。その治療費は被害者に過失がないときは全額加害者が支払う賠償金の中から支払われるべきものです。治療費は全額加害者負担にし、その都度かかった治療費を支払ってもらうのが一番良い方法です。

ところが実際問題として、良心的な加害者ばかりいるわけではなく、健康保険で治療を受ける場合は、必ず職能国保へ届出をしなければなりません。

被保険者の方が健康保険で治療を受けた場合は、もともと加害者が支払うべき治療費を職能国保が負担したことになりますので、後日職能国保はその治療費を加害者または自動車保険会社に請求し返還してもらいます。

また、示談するときには内容により加害者等へ治療費の請求ができなくなる場合がありますので、必ず事前に職能国保へ連絡をお願いいたします。加害者が不明の場合や自損事故、相手が過失がない場合でも保険証を使用するときは事前に「届出」が必要です。(遠藤)

国保だより

建設職能会館内 国保組合事務局

TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534
<http://kenshoku-kokuho.or.jp/>

東京ディズニーリゾートのお得情報

サンクス・フェスティバルパスポートを申込みことで、割引となります。(H27.1.16～3.20まで)

大人 (18歳以上)	5,800円
《通常料金: 6,400円》	
中人 (中学生・高校生)	4,900円
《通常料金: 5,500円》	
小人 (幼児・小学生)	3,900円
《通常料金: 4,200円》	

Tokyo Disneyland®



仕事中や通勤途中に被ったけがや病気に健康保険は使えません

- ◆労災保険への手続きを行ってください。
- ◆受診の際には、必ず負傷原因を伝え、労災保険扱いで受診してください。

仕事中のけが、仕事の原因による病気、通勤途上の事故が原因のけがや病気の労働災害は「労災保険」が適用され、職能国保の保険証では治療を受けることができません。つまり、仕事中や通勤途中に被ったけがや病気については、受診された方自身（または会社）が労災保険と健康保険のどちらかを選択することはできず、必ず労災保険へ手続きを行っていただくことになります。もし、誤って健康保険を使用した場合は、職能国保が負担している治療費を職能国保へ返還していただくことになります。その場合、一時的に全額自己負担となるため、負傷された方にとって大きな負担になります。そのため、医療機関等で受診される際には負傷した原因を詳しく伝え、最初から労災保険扱いで診療を受けていただくようご注意ください。

※職能国保では、平成26年4月より保険料を値上げさせていただきました。疾病の予防や医療費の適正化などにより医療費が下がれば保険料を下げることも可能となります。このため、交通事故や業務災害等で被った疾病等の治療について健康保険を使用していると、職能国保が負担する医療費が増えてしまい、その結果、保険料の値上げにもつながることになります。したがって、被保険者皆様のお一人お一人の意識が大切となってまいります。皆様の健康を増進し、疾病の予防や医療費の適正化に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。(遠藤)



◆国保組合加入者数

組合員	3,566人
家族	4,758人
後期高齢者組合員	194人
計	8,518人

(9月末現在)

自転車が関与する交通事故が増加

自転車による交通事故が多くなっております。特に高齢者の方は、医療費が高額になるケースが多く、加害者は高額な医療費のみならず、被害者への損害賠償金等も支払わなければなりません。自転車も車両の仲間です。ルールとマナーを守って事故防止に努めましょう。



平成27年度 保険料値上げにご理解を

被保険者の急速な減少による保険料の減収、行政刷新会議の事業仕分けによる補助金の急激な減少、被保険者の高齢化・医療技術の進歩に伴う医療費の増加、後期高齢者医療支援金・介護保険納付金の増高などの要因により、決算残高が毎年1億円前後減り続けるなか、積立金を3億円取り崩すなどして、業界屈指の低い保険料を維持してまいりましたが、今年度は8年ぶりに保険料の値上げをお願いいたしました。それでもなお、今年度も1.5～2億円の赤字が予想され、決算残高は1億円近くまで落ち込むことが予想されます。

ここでさらに、保険料増収による単年度赤字の解消という基本的な抜本的な財政立て直しを図らなければ、数年も経たずして、国保組合の存続も危ぶまれるところまできています。

相扶共済の精神で被保険者の皆様の健康と安心を守るという国保組合の使命を今後も全うし続けていくため、今後さらに効率的な運営を目指し諸経費、医療費削減に全力で取り組んでまいりますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。(小杉)

70歳未満の方について 高額療養費が変わります！

平成27年1月診療分より高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。

平成26年12月まで

所得要件	自己負担限度額
上位所得者 (基礎控除後の所得600万円超)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% (多数回該当: 83,400円)
一般 (基礎控除後の所得600万円以下)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当: 44,400円)
低所得 住民税非課税	35,400円 (多数回該当: 24,600円)

平成27年1月から

所得要件	自己負担限度額
基礎控除後の所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当: 140,100円)
基礎控除後の所得600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当: 93,000円)
基礎控除後の所得210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当: 44,400円)
基礎控除後の所得210万円以下	57,600円 (多数回該当: 44,400円)
住民税非課税	35,400円 (多数回該当: 24,600円)

※70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

健康家庭表彰 179世帯を表彰

中には23年間連続表彰の2世帯が含まれており、そのうち東京造園業組合の上田米一さん(58歳)に、健康の秘訣について聞いてみました。



23年連続表彰の上田 米一さん

私は運動をあまりしていないので、仕事で体を動かす事と、ストレスを溜めないように気をつけています。幸せなことに、マイペースで生活できているので、ストレスがあまりたまらないのではないのでしょうか。

1週間ごとに万歩計をチェックして週平均5万歩を目標にして生活しています。外仕事なので雨天が多い時は、日曜にウォーキングをして体を動かすように努力しています。また、忙しく睡眠不足になりがちな時は日曜にゆっくり寝て体を休めています。

私は1週間単位で、健康を考え生活しているのですが、それが私の体調に合っているのではないのでしょうか。

健康な体があってこそ、充実した楽しい毎日を送ることができます。まず、ご自身の体の状態を知り、病気になる前に予防をすることが大切です。

国保組合では40歳以上の方に特定健診を行っており、その結果に基づき将来生活習慣病にかかる可能性が高い方には特定保健指導を行い、医師や栄養士の健康指導等で生活習慣の改善のサポートをします。生活習慣病は自覚症状がないまま静かに進行し、30年、40年経って、ある日突然襲ってくる病気です。特に最近、肥満がきっかけで起こるメタボリックシンドロームが話題となっております。生活習慣をもう一度見直し、上田さんのように自分にあった健康法というものを考えてみてはいかがでしょうか。(平澤)